平成２６年（フ）第９号
仙台市泉区向陽台３丁目２番９号　向陽ハイツ101
債務者　石垣　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
茨城県日立市水木町２丁目40番５号
債務者　田邉百合子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１６１号
茨城県日立市弁天町１丁目９番４号
債務者　古河　良子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５０９号
新潟市東区幸栄２丁目12番８号　アネックス幸栄Ａ
債務者　渡辺　静枝
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
石川県羽咋郡志賀町富来領家町ニ28番地１
債務者　中村　春弓
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２３２５号
名古屋市西区大野木３丁目７番地　ライオンズマンション大野木公園201号
債務者　大脇　善一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３８８号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地　19―507、従前の住所愛知県東海市養父町諸之木26番地の３　エスポア横須賀301号
債務者　武藤　興司
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５号
愛媛県西予市宇和町久枝甲152番地
債務者　一井小百合
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２１９号
福岡県久留米市諏訪野町2378番地12、前住所福岡県久留米市国分町1439番地５
債務者　馬場サチ子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７号
北海道小樽市桜２丁目10番22号
債務者　酒井　春樹
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第８号
北海道小樽市桜２丁目10番22号
債務者　酒井　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３号
岐阜県可児市今渡229番地１　サンハイツｉｎａ208号、住民票上の住所愛知県春日井市出川町７丁目15番地８　コーポソアラ北101号
債務者　宮村　新一
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２号
北九州市小倉南区徳力２丁目15番20号
債務者　山内　亜紀
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２号
北九州市八幡東区帆柱２丁目１番13号
債務者　山脇　春男
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７７号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1297番地　秋桜103号
債務者　松尾　明子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９号
神戸市西区枝吉４丁目95番地
債務者　辻本　康子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
広島県福山市春日町６丁目10番５号　サンライズフジ101
債務者　樋口　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係